昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　次

◇告　示
建築基準法による聴聞

告　示

鳥取県告示第百五十五号

建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号）附則第十六項によりなお効力を有する同法による改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十一条第一項の規定に基ずき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項において準用する同法第四十六条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二十六日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　聴聞の期日及び場所

昭和四十八年三月一日　午後一時から

鳥取市立川町五丁目二一〇番地

鳥取県立鳥取東高等学校同窓会館会議室

二　事案の内容

次のとおり、建築基準法の一部を改正する法律による改正前の建築基準法第四十九条第一項ただし書の規定による許可をしようとするものである。

1　申請者

鳥取市吉方一四

鳥取三洋電機株式会社取締役社長　井植　薫

2　建築物の位置

鳥取市立川町五丁目三一八の二

旧鳥取県立鳥取工業高等学校跡地

3　建築物の用途

電子卓上用計算機用部品組立工場

4　建築物の面積

建築面積　一、九三九平方メートル

延べ面積　三、六七九平方メートル